

老人保健施設なんわ荘 入所サービス重要事項説明書

(令和 6年 8月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 なんわ荘
- ・開設年月日 平成 8年 8月 8日
- ・所在地 山口県岩国市尾津町5丁目7-30
- ・電話番号 0827-34-0100
- ・FAX番号 0827-32-8949
- ・管理者名 森 本 哲 雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550880011号)

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

当施設は、入所者等の身体の状態及び病状に応じた施設療養、日常生活、リハビリテーション等のサービスの提供を行うとともに地域関係機関並びに家族との連携を密にし、保健医療及び福祉の機能の連続性、加えて協力病院の有効活用を通じて老人医療、福祉の要請に応えるものとする。

(3) 施設の職員体制

	員数	業務内容
・医 師	1名以上	入通所者等の医療、健康に関すること
・看護職員	10名以上	入所者の施設療養看護に関すること
・薬剤師	1名	入所者の調剤等に関すること
・介護職員	20名以上	入所者の施設療養介護に関すること
・支援相談員 (介護支援専門員 兼務)	2名以上	入所者及び家族の処遇上の相談、生活、行動プログラム、ボランティアの指導、市町村との連携、レクリエーション等の計画に関すること
・理学療法士	4名以上	入通所者等の理学療法等に関すること
・作業療法士		入通所者等の作業療法等に関すること
・言語聴覚士		入通所者等の言語聴覚療法等に関すること
・管理栄養士	1名以上	入通所者等の栄養管理に関すること
・介護支援専門員 (支援相談員兼務)	2名以上	入所者のケアプラン作成に関すること
・事務職員	3名以上	施設の運営管理全般、庶務、会計に関すること
合 計	42名以上	

- (4) 入所定員等 定員 80名 (うち認知症専門棟 40名)
 一般療養室 個室 4室、2人室 2室、4人室 8室
 認知症棟 個室 4室、4人室 9室

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 相談支援のサービス
- (3) 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- (4) 短期集中リハビリテーション
- (5) 認知症短期集中リハビリテーション
- (6) 認知症ケア
- (7) 若年性認知症受入
- (8) 夜勤職員配置
- (9) 口腔衛生管理
- (10) 医学的管理・看護
- (11) 介護 (退所時の支援も行います)
- (12) 入浴 (※一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (13) 食事 (※食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 8時00分～
 昼食 12時00分～
 夕食 18時00分～
- (14) 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理、嗜好・残食調査、食事相談
- (15) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (16) 理美容サービス (原則月1回実施します。)
- (17) 行政手続代行
- (18) その他
 ※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、緊急時及び事故発生時の連絡先にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- | | |
|------|----------------------|
| ・名 称 | 独立行政法人国立病院機構岩国医療センター |
| ・住 所 | 岩国市愛宕町1丁目1-1 |
| ・名 称 | 岩国市医療センター医師会病院 |
| ・住 所 | 岩国市室の木町3-6-12 |
| ・名 称 | 医療法人南和会みどり病院 |
| ・住 所 | 岩国市由宇町359-1 |

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ながはま歯科クリニック
- ・住 所 岩国市尾津町2丁目18-3

5. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は、原則禁止します。
- (3) 喫煙は、原則禁止します。
- (4) 火気の取扱いは、看護・介護職員の管理下で行ってください。
- (5) 設備・備品の利用は、毀損しないよう取扱います。但し、故意又は過失によって物品を亡失し、又は、毀損したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて許可したものは認めます。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、当施設では行いません。
- (8) 入所中、ご利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記のことについて禁止します。

- (1) ペットの持ち込みは、衛生面を考慮し全面禁止とします。
- (2) ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (3) 他のご利用者への迷惑行為は禁止します。
(詳細は支援相談員により説明させていただきます)

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、室内散水栓、非常通報システム
- ・防災訓練 年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）
- ・夜間警備 株式会社CGSコーポレーション委託
- ・訓練は地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(1) 当施設のお客様相談・苦情担当

施設名	老人保健施設 なんわ荘
電話番号	0827-34-0100
苦情相談窓口	高林 昌則

(2) 行政のお客様相談・苦情担当

岩国市福祉部福祉政策課指導監査室

所在地 岩国市今津町1-14-51

電話番号 0827-29-5072 FAX 0827-21-3337

山口県岩国健康福祉センター保健福祉総務室

所在地 岩国市三笠町1-1-1

電話番号 0827-29-1522 FAX 0827-29-1594

山口県健康福祉部長寿社会課

所在地 山口市滝町1-1

電話番号 083-933-2774 FAX 083-922-3022

山口県国民健康保険団体連合会

所在地 山口市朝田町1980-7

電話番号 083-995-1010 FAX 083-934-3665

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 1 >

老人保健施設入所サービスについて
(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけますよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

4. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護給付の1日あたりの自己負担分です）

	居室	介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
基本型	従来型個室	要介護1	717単位	717円	1,434円	2,151円
		要介護2	763単位	763円	1,526円	2,289円
		要介護3	828単位	828円	1,656円	2,484円
		要介護4	883単位	883円	1,766円	2,649円
		要介護5	932単位	932円	1,864円	2,796円
	多床室	要介護1	793単位	793円	1,586円	2,379円
		要介護2	843単位	843円	1,686円	2,529円
		要介護3	908単位	908円	1,816円	2,724円
		要介護4	961単位	961円	1,922円	2,883円
		要介護5	1,012単位	1,012円	2,024円	3,036円

	居室	介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
在宅強化型	従来型個室	要介護1	788単位	788円	1,576円	2,364円
		要介護2	863単位	863円	1,726円	2,589円
		要介護3	928単位	928円	1,856円	2,784円
		要介護4	985単位	985円	1,970円	2,955円
		要介護5	1,040単位	1,040円	2,080円	3,120円
	多床室	要介護1	871単位	871円	1,742円	2,613円
		要介護2	947単位	947円	1,894円	2,841円
		要介護3	1,014単位	1,014円	2,028円	3,042円
		要介護4	1,072単位	1,072円	2,144円	3,216円
		要介護5	1,125単位	1,125円	2,250円	3,375円

基準を満たしていなければ、上記から以下のものを減算する。

身体拘束廃止未実施減算	-100/1000	-100/1000	-100/1000	-100/1000
業務継続計画未策定減算	-30/1000	-30/1000	-30/1000	-30/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	-10/1000	-10/1000	-10/1000	-10/1000

(2) 加算部分(1日あたり自己負担)

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(※入所後3ヶ月)	258単位	258円	516円	774円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)(※入所後3ヶ月)	200単位	200円	400円	600円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(※入所後3ヶ月)	240単位	240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)(※入所後3ヶ月)	120単位	120円	240円	360円
夜勤職員配置加算	24単位	24円	48円	72円
認知症ケア加算	76単位	76円	152円	228円
若年性認知症入所者受入加算	120単位	120円	240円	360円
外泊時費用(初日、最終日以外)	362単位	362円	724円	1,086円
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800単位	800円	1,600円	2,400円
ターミナルケア加算 (死亡日)	1,900単位	1,900円	3,800円	5,700円
(2～3日前)	910単位	910円	1,820円	2,730円
(4～30日前)	160単位	160円	320円	480円
(31～45日前)	72単位	72円	144円	216円
初期加算(Ⅰ)(※入所後30日間)	60単位	60円	120円	180円
初期加算(Ⅱ)(※入所後30日間)	30単位	30円	60円	90円
再入所時栄養連携加算 (※再入所時1回のみ)	200単位	200円	400円	600円
退所時栄養情報連携加算 (1月1回のみ)	70単位	70円	140円	210円

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450単位	450円	900円	1,350円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480単位	480円	960円	1,440円
試行的退所時指導加算	400単位	400円	800円	1,200円
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500単位	500円	1,000円	1,500円
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250単位	250円	500円	750円
入退所前連携加算（Ⅰ）	600単位	600円	1,200円	1,800円
入退所前連携加算（Ⅱ）	400単位	400円	800円	1,200円
訪問看護指示加算	300単位	300円	600円	900円
栄養マネジメント強化加算	11単位	11円	22円	33円
経口移行加算	28単位	28円	56円	84円
経口維持加算 （Ⅰ）（※1月ごと）	400単位	400円	800円	1,200円
（Ⅱ）（※1月ごと）	100単位	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算 （Ⅰ）（※1月ごと）	90単位	90円	180円	270円
（Ⅱ）（※1月ごと）	110単位	110円	220円	330円
療養食加算（※1食ごと）	6単位	6円	12円	18円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 （Ⅰ）イ	140単位	140円	280円	420円
（Ⅰ）ロ	70単位	70円	140円	210円
（Ⅱ）	240単位	240円	480円	720円
（Ⅲ）	100単位	100円	200円	300円
緊急時治療管理	518単位	518円	1,036円	1,554円
所定疾患施設療養費 （Ⅰ）	239単位	239円	478円	717円
（Ⅱ）	480単位	480円	960円	1,440円
協力医療機関連携（※1月ごと）				
協力医療機関連携（R6年度まで）	100単位	100単位	200単位	300単位
協力医療機関連携（R7年度以降）	50単位	50単位	100単位	150単位
協力医療機関連携	5単位	5単位	10単位	15単位
認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （※1月ごと）	150単位	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （※1月ごと）	120単位	120円	240円	360円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	200円	400円	600円
リハビリテーションマネジメント計画 情報加算（Ⅰ）（※入所中1月ごと）	53単位	53円	106円	159円
リハビリテーションマネジメント計画 情報加算（Ⅱ）（※入所中1月ごと）	33単位	33円	66円	99円
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）（※1月ごと）	3単位	3円	6円	9円
（Ⅱ）（※1月ごと）	13単位	13円	26円	39円
排せつ支援加算 （Ⅰ）（※1月ごと）	10単位	10円	20円	30円
（Ⅱ）（※1月ごと）	15単位	15円	30円	45円
（Ⅲ）（※1月ごと）	20単位	20円	40円	60円

自立支援促進加算 (※入所中1月ごと)	300単位	300円	600円	900円
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) (※1月ごと)	40単位	40円	80円	120円
(Ⅱ) (※1月ごと)	60単位	60円	120円	180円
安全対策体制加算 (※入所時1回のみ)	20単位	20円	40円	60円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (※1月ごと)	10単位	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (※1月ごと)	5単位	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費 (※1月に1回5日限度)	240単位	240円	480円	720円
生産性向上推進体制(Ⅰ)	100単位	100円	200円	300円
生産性向上推進体制(Ⅱ) (1月ごと)	10単位	10円	20円	30円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)	51単位	51円	102円	153円
(Ⅱ)	51単位	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)の場合	22単位	22円	44円	66円
(Ⅱ)の場合	18単位	18円	36円	54円
(Ⅲ)の場合	6単位	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善(Ⅴ)(13) (令和6年6月～令和7年3月末まで)	31/1000	31/1000	31/1000	31/1000
介護職員等処遇改善(Ⅳ) (令和7年4月以降)	44/1000	44/1000	44/1000	44/1000

(3) その他の料金

①食費(1日当たり) 1,740円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

おやつ代(1日当たり) ※希望者のみ 60円

②居住費(療養室の利用費)(1日当たり)

- ・従来型個室 1,728円
- ・多床室 437円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

③特別な室料（１日当たり）

- ・個室 2, 200円（税込価格）
- ・２人室 1, 100円（税込価格）

④理美容代 実費

⑤個人用衣類洗濯代 1ヶ月／7, 260円（税込価格）～月の途中の入退所の場合は
1日／242円（税込価格）

⑥予防接種代 実費

⑦その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

（４）支払い方法

毎月１０日頃に、前月分の請求書を発送しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い方法は、以下の２通りとなります。

- ・現金持参 窓口にて 月～土曜日 8：30～17：30
- ・銀行振込 振込手数料はご利用者様負担となります。

５．他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、病院に協力いただいておりますので、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応をお願いいたします。

他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

６．緊急、事故発生時の連絡先

緊急、事故発生時の連絡は、契約書第１８条３項及び第１９条３項に基づき対応します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0827-34-0100）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

(令和 6年 8月 1日現在)

老人保健施設なんわ荘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －協力医療機関と利用者の病歴等の情報を共有する定期的な会議
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

老人保健施設なんわ荘 短期入所療養介護重要事項説明書

(令和 6年 8月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 なんわ荘
- ・開設年月日 平成 8年 8月 8日
- ・所在地 山口県岩国市尾津町5丁目7-30
- ・電話番号 0827-34-0100
- ・FAX番号 0827-32-8949
- ・管理者名 森 本 哲 雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550880011号)

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの老人保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

当施設は、利用者等の身体の状態及び病状に応じた施設療養、日常生活、リハビリテーション等のサービスの提供を行うとともに地域関係機関並びに家族との連携を密にし、保健医療及び福祉の機能の連続性、加えて協力病院の有効活用を通じて老人医療、福祉の要請に応えるものとする。

(3) 施設の職員体制

	員数	業務内容
・医 師	1名以上	入通所者等の医療、健康に関すること
・看護職員	10名以上	入所者の施設療養看護に関すること
・薬剤師	1名	入所者の調剤等に関すること
・介護職員	20名以上	入所者の施設療養介護に関すること
・支援相談員 (介護支援専門員 兼務)	2名以上	入所者及び家族の処遇上の相談、生活、行動プログラム、ボランティアの指導、市町村との連携、レクリエーション等の計画に関すること
・理学療法士	4名以上	入通所者等の理学療法等に関すること
・作業療法士		入通所者等の作業療法等に関すること
・言語聴覚士		入通所者等の言語聴覚療法等に関すること
・管理栄養士	1名以上	入通所者等の栄養管理に関すること
・介護支援専門員 (支援相談員兼務)	2名以上	入所者のケアプラン作成に関すること
・事務職員	3名以上	施設の運営管理全般、庶務、会計に関すること
合 計	42名以上	

- (4) 入所定員等 定員 80名 (うち認知症専門棟 40名)
 一般療養室 個室 4室、2人室 2室、4人室 8室
 認知症棟 個室 4室、4人室 9室

2. サービス内容

- (1) 短期入所療養介護計画の立案
- (2) 相談援助サービス
- (3) 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- (4) 個別リハビリテーション
- (5) 認知症ケア
- (6) 夜勤職員配置
- (7) 口腔衛生管理
- (8) 送迎
- (9) 医学的管理・看護
- (10) 介護 (退所時の支援も行います)
- (11) 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (12) 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 8時00分～
 昼食 12時00分～
 夕食 18時00分～
- (13) 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理、嗜好・残食調査、食事相談
- (14) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (15) 行政手続代行
- (16) その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、契約書の緊急時及び事故発生時の連絡先にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 独立行政法人国立病院機構岩国医療センター
 住 所 岩国市愛宕町1丁目1-1

・名 称 岩国市医療センター医師会病院
 住 所 岩国市室の木町3-6-12

・名 称 医療法人南和会みどり病院
 住 所 岩国市由宇町359-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ながはま歯科クリニック
- 住 所 岩国市尾津町2丁目18-3

5. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は、原則禁止します。
- (3) 喫煙は、原則禁止します。
- (4) 火気の取扱いは、看護・介護職員の管理下で行ってください。
- (5) 設備・備品の利用は、毀損しないよう取扱います。但し、故意又は過失によって物品を亡失し、又は、毀損したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて許可したものは認めます。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、当施設では行いません。
- (8) 入所中、ご利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととします。

6. 通常の送迎の実施地域

旧岩国市内を領域とする。但し、旧岩国市以外の方も利用可能とするが、その場合は、1キロメートル毎110円（税込価格）の実費を徴収します。なお、通常の送迎は土・日曜は行っておりません。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記のことについて禁止します。

- (1) ペットの持ち込みは、衛生面を考慮し全面禁止とします。
- (2) ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (3) 他のご利用者への迷惑行為は禁止します。

（詳細は支援相談員により説明させていただきます）

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、室内散水栓、非常通報システム
- ・防災訓練 年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）
- ・夜間警備 株式会社CGSコーポレーション委託
- ・訓練は地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(1) 当施設のお客様相談・苦情担当

施設名	老人保健施設 なんわ荘
電話番号	0827-34-0100
苦情相談窓口	高林 昌則

(2) 行政のお客様相談・苦情担当

岩国市福祉部福祉政策課指導監査室

所在地 岩国市今津町1-14-51

電話番号 0827-29-5072 FAX 0827-21-3337

山口県岩国健康福祉センター保健福祉総務室

所在地 岩国市三笠町1-1-1

電話番号 0827-29-1522 FAX 0827-29-1594

山口県健康福祉部長寿社会課

所在地 山口市滝町1-1

電話番号 083-933-2774 FAX 083-922-3022

山口県国民健康保険団体連合会

所在地 山口市朝田町1980-7

電話番号 083-995-1010 FAX 083-934-3665

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 1 >

サービス内容説明書（短期入所療養介護）
（令和 6 年 8 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当施設でのサービスは、ご自宅での生活の継続ができるように、また、それぞれ利用者の機能維持向上が図れるように、短期入所療養介護計画に基づいて提供いたします。計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護

短期入所療養介護サービス計画に基づいて実施します。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけますよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

4. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度等によって利用料が異なります。以下は介護給付費の1日あたりの自己負担分です）

	居室	介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
基本型	従来型個室	要介護1	753単位	753円	1,506円	2,259円
		要介護2	801単位	801円	1,602円	2,403円
		要介護3	864単位	864円	1,728円	2,592円
		要介護4	918単位	918円	1,836円	2,754円
		要介護5	971単位	971円	1,942円	2,913円
	多床室	要介護1	830単位	830円	1,660円	2,490円
		要介護2	880単位	880円	1,760円	2,640円
		要介護3	944単位	944円	1,888円	2,832円
		要介護4	997単位	997円	1,994円	2,991円
		要介護5	1,052単位	1,052円	2,104円	3,156円

- ※ 身体拘束廃止未実施減算 上記料金の－1%/日
 ※ 業務継続計画未策定減算 上記料金の－1%/日
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の－1%/日

	居室	介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
在宅強化型	従来型個室	要介護1	819単位	819円	1,638円	2,457円
		要介護2	893単位	893円	1,786円	2,679円
		要介護3	958単位	958円	1,916円	2,874円
		要介護4	1,017単位	1,017円	2,034円	3,051円
		要介護5	1,074単位	1,074円	2,148円	3,222円
	多床室	要介護1	902単位	902円	1,804円	2,706円
		要介護2	979単位	979円	1,958円	2,937円
		要介護3	1,044単位	1,044円	2,088円	3,132円
		要介護4	1,102単位	1,102円	2,204円	3,306円
		要介護5	1,161単位	1,161円	2,322円	3,483円

※ 身体拘束廃止未実施減算 上記料金の－1%/日
 ※ 業務継続計画未策定減算 上記料金の－1%/日
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の－1%/日

(2) 加算部分(1日あたり自己負担)

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
個別リハビリテーション実施加算	240単位	240円	480円	720円
認知症ケア加算	76単位	76円	152円	228円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	120円	240円	360円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	200円	400円	600円
緊急短期入所受入対応加算	90単位	90円	180円	270円
送迎料(片道)	184単位	184円	368円	552円
夜勤体制加算	24単位	24円	48円	72円
療養食加算(1食につき)	8単位	8円	16円	24円
口腔連携強化加算(1月に1回)	50単位	50円	100円	150円
緊急時治療管理	518単位	518円	1,036円	1,554円
重度療養管理加算	120単位	120円	240円	360円
総合医学管理加算	275単位	275円	550円	825円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位	51円	102円	153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51単位	51円	102円	153円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月に1回)	100単位	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月に1回)	10単位	10円	20円	30円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 令和6年6月から令和7年3月末まで	31/1000	31/1000	31/1000	31/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 令和7年4月から	44/1000	44/1000	44/1000	44/1000

(3) その他の料金

基準費用額

(単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食 費		
従来型個室	1, 7 2 8	1, 7 4 0		
多床室	4 3 7	朝食	昼食	夕食
		410	700	630

負担限度額

【ご利用者負担第1段階】

(単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食 費		
従来型個室	5 5 0	3 0 0		
多床室	0			

【ご利用者負担第2段階】

(単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食 費		
従来型個室	5 5 0	6 0 0		
多床室	4 3 0			

【ご利用者負担第3段階①】

(単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食 費		
従来型個室	1, 3 7 0	1 0 0 0		
多床室	4 3 0			

【ご利用者負担第3段階②】

(単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食 費		
従来型個室	1, 3 7 0	1 3 0 0		
多床室	4 3 0			

※介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく食費・居住費（滞在費）の上限となります。

おやつ代（希望者のみ） 60円/日

③特別な室料（１日当たり）

- ・個室 2, 200円（税込価格）
- ・２人室 1, 100円（税込価格）

④理美容代 実費

⑤個人用衣類洗濯代 １回／440円（税込価格）

⑥その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

（４）支払い方法

毎月１０日頃に、前月分の請求書を発送しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い方法は、以下の２通りとなります。

- ・現金持参 窓口にて 月～土曜日 ８：３０～１７：３０
- ・銀行振込 振込手数料はご利用者様負担となります。

５．他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、病院に協力いただいていますので、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応をお願いいたします。

他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

６．緊急、事故発生時の連絡先

緊急、事故発生時の連絡は、契約書第１８条３項及び第１９条３項に基づき対応します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 ０８２７－３４－０１００）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

(令和 6年 8月 1日現在)

老人保健施設なんわ荘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

老人保健施設なんわ荘 介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 なんわ荘
- ・開設年月日 平成 8 年 8 月 8 日
- ・所在地 山口県岩国市尾津町5丁目7-30
- ・電話番号 0827-34-0100
- ・FAX番号 0827-32-8949
- ・管理者名 森 本 哲 雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550880011号)

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護予防や介護及びリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、介護予防短期入所療養介護や短期入所療養介護及び通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

当施設は、利用者等の身体の状態及び病状に応じた施設療養、日常生活、リハビリテーション等のサービスの提供を行うとともに地域関係機関並びに家族との連携を密にし、保健医療及び福祉の機能の連続性、加えて協力病院の有効活用を通じて老人医療、福祉の要請に応えるものとする。

(3) 施設の職員体制

	員 勤	業務内容
・医 師	1 名以上	入通所者等の医療、健康に関すること
・看護職員	10 名以上	入所者の施設療養看護に関すること
・薬剤師	1 名	入所者の調剤等に関すること
・介護職員	20 名以上	入所者の施設療養介護に関すること
・支援相談員 (介護支援専門員 兼務)	2 名以上	入所者及び家族の処遇上の相談、生活、行動プログラム、ボランティアの指導、市町村との連携、レクリエーション等の計画に関すること
・理学療法士	4 名以上	入通所者等の理学療法等に関すること
・作業療法士		入通所者等の作業療法等に関すること
・言語聴覚士		入通所者等の言語聴覚療法等に関すること
・管理栄養士	1 名以上	入通所者等の栄養管理に関すること
・介護支援専門員 (支援相談員兼務)	2 名以上	入所者のケアプラン作成に関すること
・事務職員	3 名以上	施設の運営管理全般、庶務、会計に関すること
合 計	42 名以上	

- (4) 入所定員等 定員 80名 (うち認知症専門棟 40名)
 一般療養室 個室 4室、2人室 2室、4人室 8室
 認知症棟 個室 4室、4人室 9室

2. サービス内容

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- (2) 相談援助サービス
- (3) 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- (4) 個別リハビリテーション
- (5) 認知症ケア
- (6) 夜勤職員配置
- (7) 口腔衛生管理
- (8) 送迎
- (9) 医学的管理・看護
- (10) 介護 (退所時の支援も行います)
- (11) 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (12) 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 8時00分～
 昼食 12時00分～
 夕食 18時00分～
- (13) 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理、嗜好・残食調査、食事相談
- (14) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (15) 行政手続代行
- (16) その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、緊急時及び事故発生時の連絡先にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- | | |
|------|----------------------|
| ・名 称 | 独立行政法人国立病院機構岩国医療センター |
| 住 所 | 岩国市愛宕町1丁目1-1 |
| ・名 称 | 岩国市医療センター医師会病院 |
| 住 所 | 岩国市室の木町3-6-12 |
| ・名 称 | 医療法人南和会みどり病院 |
| 住 所 | 岩国市由宇町359-1 |

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ながはま歯科クリニック
- ・住 所 岩国市尾津町2丁目18-3

5. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は、原則禁止します。
- (3) 喫煙は、原則禁止します。
- (4) 火気の取扱いは、看護・介護職員の管理下で行ってください。
- (5) 設備・備品の利用は、毀損しないよう取扱います。但し、故意又は過失によって物品を亡失し、又は、毀損したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて許可したものは認めます。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、当施設では行いません。
- (8) 入所中、ご利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととします。

6. 通常の送迎の実施地域

旧岩国市内を領域とする。但し、旧岩国市以外の方も利用可能とするが、その場合は、1回あたり毎110円（税込価格）の実費を徴収します。なお、通常の送迎は土・日曜は行っておりません。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記のことについて禁止します。

- (1) ペットの持ち込みは、衛生面を考慮し全面禁止とします。
- (2) ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (3) 他のご利用者への迷惑行為は禁止します。

（詳細は支援相談員により説明させていただきます）

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、室内散水栓、非常通報システム
- ・防災訓練 年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）
- ・夜間警備 株式会社CGSコーポレーション委託
- ・訓練は地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(1) 当施設のお客様相談・苦情担当

施設名	老人保健施設 なんわ荘
電話番号	0827-34-0100
苦情相談窓口	高林 昌則

(2) 行政のお客様相談・苦情担当

岩国市福祉部福祉政策課指導監査室

所在地 岩国市今津町1-14-51

電話番号 0827-29-5072 FAX 0827-21-3337

山口県岩国健康福祉センター保健福祉総務室

所在地 岩国市三笠町1-1-1

電話番号 0827-29-1522 FAX 0827-29-1594

山口県健康福祉部長寿社会課

所在地 山口市滝町1-1

電話番号 083-933-2774 FAX 083-922-3022

山口県国民健康保険団体連合会

所在地 山口市朝田町1980-7

電話番号 083-995-1010 FAX 083-934-3665

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 1 >

サービス内容説明書（介護予防短期入所療養介護）
（令和 6 年 8 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当施設でのサービスは、ご自宅での生活の継続ができるように、また、それぞれ利用者の機能維持向上が図れるように、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて提供いたします。計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者及び要支援者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護

介護予防短期入所療養介護計画に基づいて実施します。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけますよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

4. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要支援認定の程度によって利用料が異なります。以下は介護給付費の1日あたりの自己負担分です）

	居室	介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
基本型	個室 従来型	要支援1	579単位	579円	1,158円	1,737円
		要支援2	726単位	726円	1,452円	2,178円
	多床室	要支援1	613単位	613円	1,226円	1,839円
		要支援2	774単位	774円	1,548円	2,322円

- ※ 身体拘束廃止未実施減算 上記料金の1%/日
- ※ 業務継続計画未策定減算 上記料金の1%/日
- ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の1%/日

	居室	介護度	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
在宅強化型	個室 従来型	要支援1	632単位	632円	1,264円	1,896円
		要支援2	778単位	778円	1,556円	2,334円
	多床室	要支援1	672単位	672円	1,344円	2,016円
		要支援2	834単位	834円	1,668円	2,502円

※ 身体拘束廃止未実施減算 上記料金の1%/日
 ※ 業務継続計画未策定減算 上記料金の1%/日
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の1%/日

(2) 加算部分(1日あたり自己負担)

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
個別リハビリテーション実施加算	240単位	240円	480円	720円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	120円	240円	360円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	200円	400円	600円
送迎料(片道)	184単位	184円	368円	552円
夜勤職員配置加算	24単位	24円	48円	72円
療養食加算(1食につき)	8単位	8円	16円	24円
口腔連携強化加算(1月につき)	50単位	50円	100円	150円
総合医学管理加算(10日を限度)	275単位	275円	550円	825円
緊急時治療管理	518単位	518円	1,036円	1,554円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位	51円	102円	153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51単位	51円	102円	153円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位	10円	20円	30円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 令和6年5月末まで	16/1000	16/1000	16/1000	16/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算 令和6年5月末まで	8/1000	8/1000	8/1000	8/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 令和6年6月から令和7年3月末まで	31/1000	31/1000	31/1000	31/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 令和7年4月から	44/1000	44/1000	44/1000	44/1000

(3) その他の料金

基準費用額

(単位：円/ 日)

	居住費（滞在費）	食 費		
従来型個室	1, 7 2 8	1, 7 4 0		
多床室	4 3 7	朝食	昼食	夕食
		410	700	630

負担限度額

【ご利用者負担第1段階】

(単位：円/ 日)

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	5 5 0	3 0 0
多床室	0	

【ご利用者負担第2段階】

(単位：円/ 日)

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	5 5 0	6 0 0
多床室	4 3 0	

【ご利用者負担第3段階①】

(単位：円/ 日)

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	1, 3 7 0	1 0 0 0
多床室	4 3 0	

【ご利用者負担第3段階②】

(単位：円/ 日)

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	1, 3 7 0	1 3 0 0
多床室	4 3 0	

※介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく食費・居住費（滞在費）の上限となります。

おやつ代（希望者のみ） 60円/日

③特別な室料（１日当たり）

- ・ 個室 2, 200円（税込価格）
- ・ ２人室 1, 100円（税込価格）

④理美容代 実費

⑤個人用洗濯代 1回／440円（税込価格）

⑥その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

（４）支払い方法

毎月１０日頃に、前月分の請求書を発送しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い方法は、以下の２通りとなります。

- ・ 現金持参 窓口にて 月～土曜日 8：30～17：30
- ・ 銀行振込 振込手数料はご利用者様負担となります。

５．他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、病院に協力いただいておりますので、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応をお願いいたします。

他施設の紹介

当施設での対応が困難に状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

６．緊急、事故発生時の連絡先

緊急、事故発生時の連絡は、契約書第１８条３項及び第１９条３項に基づき対応します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0827-34-0100）

また、要望は苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

(令和 6年 8月 1日現在)

老人保健施設なんわ荘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供